

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：パナソニック産機システムズ株式会社
業者の住所：東京都墨田区押上1-1-2
- 2 指名停止措置期間：令和7年7月29日から令和7年9月28日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
同社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。
このことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分（22日間の営業停止処分）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～10 略	
（建設業法違反行為）	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	